

委託契約書(案)

件 名 新居浜工業高等専門学校学寮給食業務， 学生食堂及び売店業務委託 一式

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 飯野 明正と， 受託者

は， 上記の新居浜工業高等専門学校学寮給食業務， 学生食堂及び売店業務（以下「給食業務等」という。）を委託することについて， 次のとおり契約を締結する。

第1条 委託者は， 新居浜工業高等専門学校学寮給食業務， 学生食堂及び売店業務の適性かつ円滑なる運営を図るため， 給食業務等を受託者に委託する。

第2条 受託者は， 給食業務等の実施に当たり， 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令等を遵守し， 教育機関における給食業務等であることを十分に認識し， その品位と秩序を乱すことのないよう配慮するものとする。

第3条 給食業務等は， 別紙仕様書に定めるところにより実施するものとする。

2 受託者は， 前項の別紙仕様書記載内容を遵守するほか， 校長または校長の指名する職員の指示に従い， 給食業務等を実施するものとする。

第4条 委託期間は， 平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

第5条 委託者は， 受託者に対し， 給食業務等の委託に伴ういかなる対価も支払わず， また， いかなる報酬も請求しないものとする。

第6条 受託者は， 学寮給食に関しては給食費として， 委託者の承認する金額を毎月寮生の保護者から受託者の責任において徴収するものとする。

2 給食費滞納者に対しては， 受託者の責任において督促するものとし， 未収金に対して委託者の支払債務は発生しないものとする。

第7条 受託者は， 給食業務等を行うことに伴う光熱水料， 電話料， 人件費， 保健衛生費， 被服費及びその他給食業務等に必要な経費を負担するものとする。

第8条 委託者は， 給食業務等に必要な施設， 設備及び備品（以下「施設等」という。）として別に定める施設等の財産貸付料を免除するものとする。

第9条 受託者は， 善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

第10条 施設等の維持・保全のため必要とする経費は， 委託者の負担とする。

第11条 受託者は， その責に帰すべき事由により， 施設等を滅失しまたはき損した場合は， その損害を賠償しなければならない。

第12条 受託者は， 施設等を給食業務等以外に使用し， または第三者に貸与してはならない。

第13条 受託者は， 自己の負担において施設等の修繕， 模様替等をしようとするときは， 委託者の承認を受けなければならない。

第14条 受託者は， この契約による給食業務等を第三者に実施させてはならない。

第15条 受託者は， その責に帰すべき事由により， 喫食した者に対して食中毒または伝染病等の被害を与えたときは， 被害者に対してその損害を賠償するものとする。

2 受託者は， 前項を履行するため， 賠償責任保険に加入しなければならない。

第16条 委託者は， 受託者がこの契約に定める義務を履行しなかったときまたは正当な理由なく委託者の指示に従わなかったときは， この契約を解除することができ， また， そのことにより生じた被害を受託者に賠償請求できるものとする。

2 受託者は， 前項の契約の解除に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

第17条 委託者または受託者が自己の都合により、この契約を解約しようとするときは、6ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第18条 委託期間が満了したとき、または前2条の規定によりこの契約が解除等されたときは、受託者は施設等を現状に回復して返還しなければならない。ただし、原状とは、委託契約開始時の状態をいい、経年劣化及び通常使用による損耗は除くものとする。また、委託者の承認を受けた場合はこの限りでない。

第19条 受託者は、この契約を履行する上で知り得た委託者の職務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。また、契約終了後も同様とする。

第20条 受託者は、委託者が定めた個人情報取扱業務契約遵守事項を遵守すること。

第21条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第22条 この契約について、委託者・受託者間に紛争が生じたときは、双方誠意をもって協議の上これを解決するものとする。

第23条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、委託者・受託者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者・受託者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成27年 月 日

委託者 愛媛県新居浜市八雲町7番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
新居浜工業高等専門学校 契約担当役
事務部長 飯野 明正

受託者